

福島県コミュニティフリッジ開設支援事業実施要領

1 目的

経済的に困窮している子育て世帯（生活保護を受給していないが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある子育て世帯）を対象とした「コミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）」を開設することによって、経済的に困窮する子育て世帯の社会的孤立を防止するとともに、支援が必要な子どもやその家族を支援機関に繋げることを目的とする。

2 事業の要件

- (1) 補助対象期間内に、コミュニティフリッジを新たに開設し、運用を開始できる事業であること。
- (2) 経済的に困窮する子育て世帯（生活保護を受給していないが、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある子育て世帯）を支援の対象（利用者）とする事業であること。
- (3) 営利目的ではなく、利用者から利用料等を徴収しない事業であること。
- (4) 利用者が、人と会わずに食料品や日用品を受け取ることができる環境を整えている事業であること。
- (5) 原則として、通常時においては週2日以上頻度で、学校の長期休業期間中においては週4日以上頻度で食料品や日用品等を提供する事業であること。
- (6) 利用者を特定の子育て世帯に限定した事業ではないこと。
- (7) 補助事業終了後も継続的に活動を行うことができる事業計画を有している事業であること。
- (8) 開設したコミュニティフリッジの情報（所在地や連絡先等）を県のホームページ上で公開することに同意すること。

3 事業実施に当たっての留意事項

- (1) コミュニティフリッジの利用者については、登録制とすること。
また、利用者の登録に当たっては、経済的に困窮している子育て世帯であることを事前に確認すること。
- (2) 食料品や日用品を寄付する支援者についても、原則として登録制とすること。
- (3) 食品事故等を防止するため、匿名の寄付は受け付けないこと。
- (4) 利用者に提供する食料品は、未開封かつ消費期限内のものとする。
- (5) 電子錠（スマートロック）システム等の導入することによって、人と会わずに食料品や日用品を受け取ることができるようにすること。

- (6) 利用者及び関係者以外の者が入室できないようにするとともに、利用者の入退室のログを記録すること。
- (7) 施設内に防犯カメラを複数台設置し、不適切な行為及び事故防止に必要な措置を講ずること。
- (8) 個人情報の漏えい等を防止するため、利用者及び支援者の個人情報が含まれる電子データにパスワードを設定するとともに、当該データにアクセスできる関係者を必要最小限の人数に絞ること。
また、個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を参考に、必要かつ適切な措置を講ずること。
- (9) 開設したコミュニティフリッジの運営状況や利用者の声について、ホームページやSNS等で積極的に情報発信すること。

4 支援が必要な子育て世帯への対応

- (1) 事業の実施にあたっては、自立相談支援機関や行政機関、支援団体等との連携を図ること。
- (2) 必要に応じて、利用者へ支援制度の紹介や支援情報の提供を行うこと。

5 補助対象経費の考え方

- (1) コミュニティフリッジ開設支援事業補助金の補助対象経費と重複して国又は県の補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 補助対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とし、団体等の運営に係る経常的な経費は対象外とする。
- (3) 主な補助対象経費及び対象外経費については、別表のとおりとする。

附則

この実施要領は、令和6年5月30日から施行する。

補助対象経費及び対象外経費について

節	細節	主な対象経費	対象外経費
報酬	-	○臨時的に雇用するアルバイト等への報酬	○補助事業者の構成員等への報酬 ○事業とは直接関係の無い経常的な経費
需用費	消耗品費	○事業実施に必要なものであり、単価が10万円未満のもの。 例)防犯カメラ、収納ラック等	○事業とは直接関係の無い経常的な経費
	印刷製本費	○利用者や支援者を募集するためのポスターやチラシの印刷経費	○事業の成果報告書、団体等の広報誌等の印刷製本費 ○事業とは直接関係の無い経常的な経費
	修繕料	○備品や建物等の小規模な修繕経費 ※事業実施に直接必要な経費であり、当該事業に使用することを確認できるものに限る ※修繕料を計上する場合は、あらかじめ見積書を徴取すること	○事業費総額の30%を超える修繕経費 ○事業とは直接関係の無い経常的な経費
役務費	通信運搬費	○郵便料、物品の運搬料 ○インターネット接続料等	○事業とは直接関係の無い経常的な経費
	広告料	○SNS、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の広告料	○事業とは直接関係の無い経常的な経費
	手数料	○振込手数料、配送手数料等	○事業とは直接関係の無い経常的な経費
	保険料	○コミュニティフリッジ開設場所の火災保険その他損害保険の保険料等	○事業とは直接関係の無い経常的な経費
委託料		○ホームページ作成委託料等 ※委託料を計上する場合は、あらかじめ委託先の事業者から見積書を徴取すること	○事業費総額の30%を超える委託料 ○事業とは直接関係の無い経常的な経費
使用料及び賃借料		○コミュニティフリッジ開設場所の借上料等 ○研修会場の使用料等 ○事業に必要な備品や物品、車両等のリース料等	○敷金等の将来的に返金が予定されている経費 ○契約の相手方が補助事業者自身である契約(自己契約)に係る経費 ○事業とは直接関係の無い経常的な経費

節	細節	主な対象経費	対象外経費
備品購入費		<ul style="list-style-type: none"> ○機械装置及び設備、備品等の購入費(耐用年数が概ね3年以上かつ取得価格が10万円以上のもの) 例)業務用冷蔵庫・冷凍庫等 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業とは直接関係の無い経常的な経費
負担金		<ul style="list-style-type: none"> ○研修会・講習会の受講料 ○コミュニティフリッジ全国ネットワーク入会金及び年会費 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業とは直接関係の無い経常的な経費